

令和7年11月28日開催

石狩市教育委員会会議（11月定例会）資料

＜議案＞

議案第1号 第四期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の策定について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～6

＜報告事項＞

① 浜益学園校歌について・・・・・・・・・・・・・・ P 7

② 第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について…… P 8～9

③ 令和6年度 いじめ・不登校の状況について・・・・・・・・ P 10～12

＜その他＞

① 令和8年石狩市「はたちのつどい」の概要について・・・・・ P 13～14

石 狩 市 教 育 委 員 会

＜議案第1号関係＞

第四期石狩市教育委員会特定事業主行動計画

令和7年 月
石狩市教育委員会

I 基本的事項

(1) 目的

石狩市教育委員会（以下「市教委」という。）では、平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）を受け、次代の社会を担う子どもたちの健全育成と、石狩市立学校職員の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を図るため、平成17年4月から10年間（前期5年間、後期5年間）の「石狩市教育委員会特定事業主行動計画」を策定し、「だれもが働きやすい職場づくり」に努めてきました。その後、平成26年4月の改正により、法の有効期限が10年間延長されたことから、それまでの取組をより一層推進・強化するため、「第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画」を策定しました。

先般、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）により、法の有効期限が更に10年間延長されたことから、これまでの取組を基礎としつつ、ライフスタイルの変化や働き方の価値観の多様化等、現代社会に即した内容に改めるものとし、仕事と生活の調和した職場環境の実現を目指すこととします。

(2) 計画期間

令和7年4月から令和12年3月末までの5年間を計画期間とします。

なお、計画の推進状況や計画期間中における制度改正等については、必要に応じて見直しを行います。

(3) 計画の推進体制

- ① 本計画を効果的に推進するため、本計画の実施状況を把握し、その結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を行います。
- ② 本計画の取組み状況は公表することとし、計画の見直しを行った場合は、その内容を速やかに周知することとします。

(4) 計画の適用対象

石狩市立学校の職員について適用される計画は、次のとおりです。

取組の基本理念	“子育て”を基軸とした仕事と生活の調和	女性活躍の総合的な支援
計画名	【本計画】 第四期石狩市教育委員会特定事業主行動計画	【北海道教育委員会により策定済】 北海道教育委員会特定事業主行動計画 ～全ての職員が活躍できる職場づくりに向けて～
関連法	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)
計画策定主体	石狩市教育委員会	北海道教育委員会
計画期間	令和7年度～令和11年度	令和7年度～令和11年度

II これまでの取組と評価

市教委では、第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画「II 具体的な内容」に則り、次に掲げる取組を実施してまいりました。

II 具体的な内容

- (1) 子育てに関する各種制度の周知・理解促進
- (2) 妊娠中及び出産後における支援・配慮 **【数値目標あり】**
- (3) 育児休業等の取得促進 **【数値目標あり】**
- (4) 弹力的な勤務形態
- (5) 時間外勤務の縮減等
- (6) 休暇等の取得の促進 **【数値目標あり】**
- (7) 介護を行う職員の両立支援
- (8) 地域や職場を通じた子育て支援

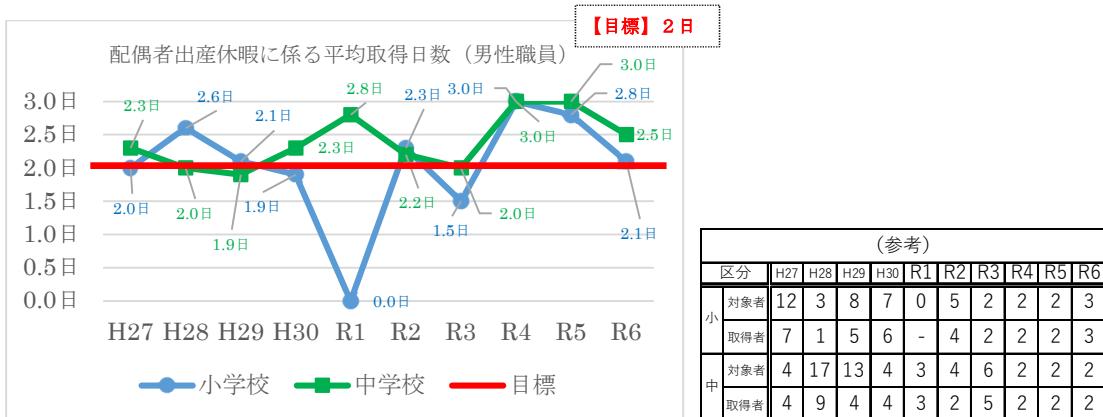
計画期間中においては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う対応を強いられたこと等もあり、年度間比較においては悪化している年度も認められるところ、近年は多くの取組内容について数値目標に近似し、又は達成していることが確認できます。これは、学校職員に各種制度の周知が図られ、浸透しているとともに、子育てに伴う休暇や休業を取得しやすい職場風土が徐々に醸成されているものと考えられます。

【数値目標の達成状況の分析】

● 妊娠中及び出産後における支援・配慮

i) 男性職員一人あたりの「配偶者出産休暇^{※1}」の取得日数

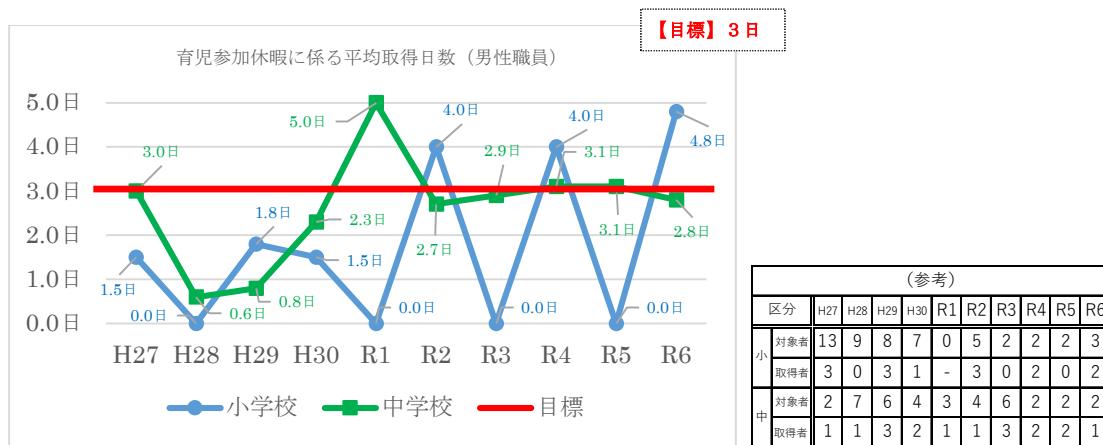
男性職員一人あたりの「配偶者出産休暇」の取得日数（平均）は、直近3年において数値目標を上回っています。今後も学校経営の工夫等により、配偶者出産休暇を取得しやすい環境の整備を図り、対象者が希望する場合には最大3日間の取得が可能となるよう努めていく必要があります。



※1 配偶者の出産に係る入退院の付き添い、出産時の付き添い、出産に係る入院中の世話、子の出生届等のために取得することができる特別休暇。(配偶者が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの間(特別な事情がある場合を除く)において、3日以内で、1日又は1時間単位で取得できる。)【有給】

ii) 男性職員一人あたりの「育児参加休暇※2」の取得日数

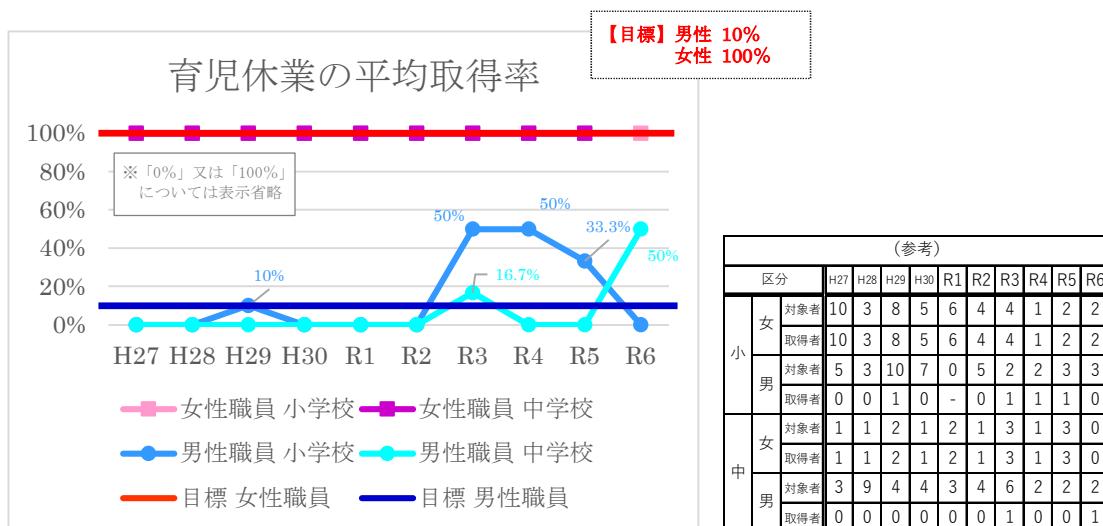
男性職員一人あたりの「育児参加休暇」の取得日数（平均）は、多くの年度において数値目標を下回っています。育児参加休暇を取得しやすい風土の醸成とともに、性別によることなく、共に子育てをすることの重要性についての理解の深化を推進する必要があります。



● 育児休業等の取得促進

i) 育児休業※3の取得率

育児休業の取得率（平均）に関し、女性職員にあっては、数値目標である100%を維持しています。一方、男性職員は、特に小学校に勤務する職員の取得率向上が見られるほか、全体的な向上基調が認められます。母集団が少ないため、単純な年度間比較は必ずしも有効ではありませんが、近時において男性の取得者が見られる点に鑑みれば、制度の理解が浸透している実情も推察されます。引き続き職場全体の意識改革や機運の醸成に努め、取得率の向上に取り組んでいく必要があります。



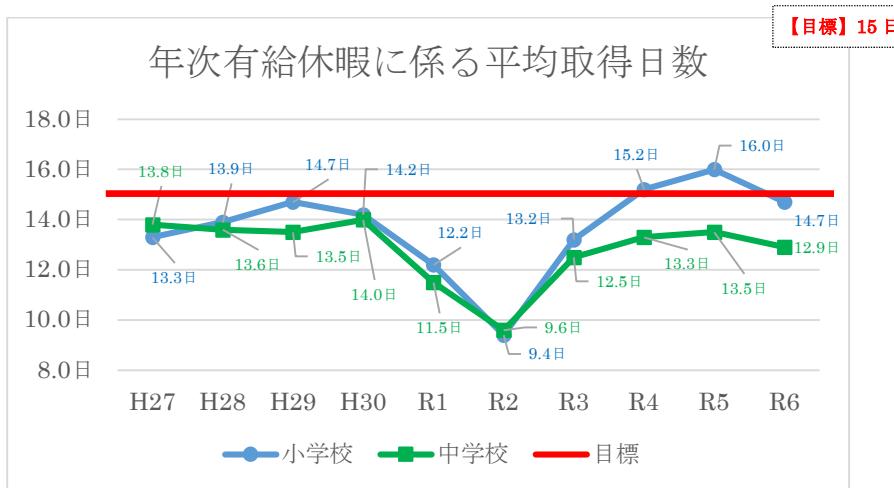
※2 配偶者が出産する場合で、生まれてくる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育（授乳、付添い、保育園への送迎等）をするために取得することができる特別休暇。（配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産の日後8週間（令和4年10月1日以降は1年）の間において5日以内で、1日又は1時間単位で取得できる。ただし、出産に係る子が第1子の場合、産後の期間のみ取得できる。）【有給】

※3 3歳未満の子を養育するとき、その子が3歳に達する日まで、母親、父親のどちらでも取得が可能な制度。【無給（公立学校共済組合による育児休業手当金の支給）】

● 休暇等の取得の促進

i) 職員一人あたりの年休取得日数

職員一人あたりの年休取得日数（平均）は、多くの年度で数値目標を下回っています。特に中学校に勤務する職員について数値目標と乖離する実態が見られます。ワークライフバランスの推進に向け、年休を取得しやすい職場環境づくりが必要と考えられます。



III 今後の取組及び数値目標

(1) 子育てに関する各種制度の周知・理解促進

- 市教委は、子育てに関する各種制度について、北海道教育委員会が作成した資料を配付する等により、周知及び理解促進のための情報提供を行います。

＜北海道教育委員会が作成している資料＞

「職員のための子育てサポートブック」

「職員のための子育てサポートブック別冊Q&A」など

- 校長、教頭等の管理職員（以下「管理職員」という。）は、子育てサポートブック等を活用し、子育てに関する各種制度の内容や趣旨の理解を深めるとともに、制度の利用を躊躇しない職場風土の醸成に努めます。

(2) 妊娠中及び出産後における支援・配慮【数値目標あり】

- 学校職員は、出産や子育てに関する個々の意向に関し、積極的にコミュニケーションを図るとともに、管理職員は、該当者を職場全体でサポートするため、業務分担の見直しや応援体制の整備など、当該職員の健康状態や希望を踏まえた対応と所属職員の理解促進に努めます。

- ・ 管理職員は、該当者が出産や子育てに係る各種制度の取得を奨励し、男女の別や家庭状況等を問わず、全ての職員が出産や子育てをしやすい環境づくりを推進します。この場合において、特に男性職員が「配偶者出産休暇」及び「育児参加休暇」を取得することの理解を図り、その取得を奨励します。
- ・ 管理職員は、配偶者が死産・流産（人工妊娠中絶を含む。）をした職員に対し、配偶者の支援のため、休暇等を取得しやすい環境の整備に努めます。

【数値目標】

	内容	数値目標	(参考) 第三期計画
1	男性職員の「配偶者出産休暇」の平均取得日数	2. 5日（取得上限3日）	2日
2	男性職員の「育児参加休暇」の平均取得日数	3日（取得上限5日）	3日

（3）育児休業等の取得促進【数値目標あり】

- ・ 市教委及び管理職員は、育児休業、部分休業及び育児短時間勤務（以下「育児休業等」）に関し、全ての職員が気兼ねなく安心して育児休業等が取得できるよう、該当者を把握し、学校のニーズに応じた代替職員（任期付職員や臨時の任用職員等）の確保に努めます。
- ・ 市教委及び管理職員は、育児休業等の取得に伴う不利益（長期間にわたる社会生活からの離脱に伴う精神的不安等）を排除するため、育児休業等を取得した職員の職場復帰に向けた必要な資料や情報の提供に努めるほか、育児休業等をしたこと等を理由とした不利益取扱いの禁止について周知を図り、育児休業等の取得をためらわない風土の醸成に努めます。
- ・ 管理職員は、特に男性職員に対し、積極的な育児参加が父親としての意識を醸成し、その後の子育てへの考え方を形成する上で極めて重要であるとの理解促進を図り、育児休業等の積極的な取得を奨励します。

【数値目標】

	内容	数値目標	(参考) 第三期計画
1	女性職員の育児休業の平均取得率	100%	100%
2	男性職員の育児休業の平均取得率	20%	10%

(4) 弾力的な勤務形態の周知・促進

- ・ 管理職員は、ライフステージの変化に合わせながら子育てと仕事の両立を図るため育児短時間勤務や部分休業等、弾力的な勤務形態を積極的に取得できるような職場環境づくりを推進するほか、職員がこれらの取得に躊躇することのないよう必要に応じて業務分担の見直しや応援体制の整備を図ります。

(5) 休暇等の取得の促進【数値目標あり】

- ・ 管理職員は、休暇等の制度改正に係る情報を速やかに周知することで、取得機会の逸失防止に努めます。
- ・ 管理職員は、ワークライフバランスの根幹を支える年休等の取得促進に向けた機運の醸成を図り、学校職員全体の意識啓発を図ります。また、可能な限り連續した休暇等の取得が望ましいことを前提とし、業務の計画的な執行管理や相互応援体制の整備を図ります。

【数値目標】

	内容	数値目標	(参考) 第三期計画
1	1年間当たりの平均年休取得日数	15日	15日以上

(6) 介護を行う職員の両立支援

- ・ 市教委及び管理職員は、ワークライフバランスの推進を図る上では、子育て支援と並行し、介護を行う職員のケアも必要不可欠であることから、該当職員が安心して働くことのできるよう介護に関する休暇等の各種制度の内容等を周知するとともに、理解促進のための助言を行います。
- ・ 管理職員は、介護に関する各種制度の内容や趣旨の理解を深めるとともに、制度の利用を躊躇しない職場風土の醸成に努めます。

(7) 地域や職場を通じた子育て支援

- ・ 学校職員は、次代の社会を担う子どもたちの健全育成の観点から、地域で子どもたちを守り育てる意識の向上を図ります。
- ・ 学校職員は、育児休業等を取得している職員が子どもを連れていても気兼ねなく職場を訪問できるよう、親切で丁寧な応接対応を心掛け、職場復帰しやすい風土の醸成に努めます。
- ・ 学校職員は、子どもを交通事故から守るため、公用・私用の別を問わず、交通安全の徹底を図るよう、一層の注意喚起に努めます。

浜益学園校歌

作詞・作曲
吉弘文人

蒼く連なる遠い山脈
うみを渡つた古の道

先人の思い
心に乗せて
昊に広げ
ゆめ
ち
す
こころ
そら
ひる
ゆめ
ち
す
こころ
そら
ひる

この手から 次の手につなぐ
心がここにある

あわ
ひかり
て
こ
も
び

友と笑えはそよ風の中
はるなつあきふゆ
春夏秋冬
季節はめぐり

この手から 次の手につなぐ
糸つなぎ
浜益学園

明日の足音 遠く潮鳴り 旅立ちの時 昊に響けば

この手から 次の手につなぐ
ひかり
光がここにある はまますがくえん
浜益学園

＜報告事項①関係＞

<報告事項②関係>

第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取り組み状況について

第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画において、数値目標を設定した休暇等の取得状況について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

令和6年度の取り組み状況（休暇等の取得状況）（ ）内は前年度の数値

数値目標		小学校			中学校		
		対象者	取得者	取得状況 (平均)	対象者	取得者	取得状況 (平均)
配偶者出産休暇※1	男性職員一人あたり 2 日	3 人 (2 人)	3 人 (2 人)	2.1 日 (2.8 日)	2 人 (2 人)	2 人 (2 人)	2.5 日 (3.0 日)
育児参加休暇※2	男性職員一人あたり 3 日	3 人 (2 人)	2 人 (0 人)	4.8 日 (－ 日)	2 人 (2 人)	1 人 (2 人)	2.8 日 (3.1 日)
育児休業※3	女性職員 100%	2 人 (2 人)	2 人 (2 人)	100% (100%)	0 人 (3 人)	0 人 (3 人)	－ % (100%)
	男性職員 10%	3 人 (3 人)	0 人 (1 人)	0 % (33.3%)	2 人 (2 人)	1 人 (0 人)	50% (0%)
年次有給休暇	職員一人あたり 15 日	217 人 (214 人)	217 人 (214 人)	14.7 日 (16.0 日)	151 人 (148 人)	151 人 (148 人)	12.9 日 (13.5 日)

※1 配偶者出産休暇とは

配偶者の出産に係る入退院の付き添い、出産時の付き添い、出産に係る入院中の世話、子の出生届等のために取得することができる特別休暇。(配偶者が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後 2 週間を経過するまでの間(特別な事情がある場合を除く)において、3 日以内で、1 日又は 1 時間単位で取得できる。)

※2 育児参加休暇とは

配偶者が出産する場合で、生まれてくる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育（授乳、付添い、保育園への送迎等）をするために取得することができる特別休暇。（配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産の日後8週間（令和4年10月1日以降は1年）の間において5日以内で、1日又は1時間単位で取得できる。ただし、出産に係る子が第1子の場合、産後の期間のみ取得できる。）

※3 育児休業とは

3歳未満の子を養育するとき、その子が3歳に達する日まで、母親、父親のどちらでも取得が可能な制度。

＜参考＞ 年度別取得状況

			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
配偶者出産 休暇	男性職員 一人あたり 2日	小	2.0日	2.6日	2.1日	1.9日	0日	2.3日	1.5日	3.0日	2.8日	2.1日
		中	2.3日	2.0日	1.9日	2.3日	2.8日	2.2日	2.0日	3.0日	3.0日	2.5日
育児参加 休暇	男性職員 一人あたり 3日	小	1.5日	0日	1.8日	1.5日	0日	4.0日	0日	4.0日	0日	4.8日
		中	3.0日	0.6日	0.8日	2.3日	5.0日	2.7日	2.9日	3.1日	3.1日	2.8日
育児休業	女性職員 100%	小	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		中	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	-%
	男性職員 10%	小	0%	0%	10%	0%	0%	0%	50%	50%	33.3%	0%
		中	0%	0%	0%	0%	0%	0%	16.7%	0%	0%	50%
年次有給 休暇	職員一人あ たり 15日	小	13.3日	13.9日	14.7日	14.2日	12.2日	9.4日	13.2日	15.2日	16.0日	14.7日
		中	13.8日	13.6日	13.5日	14.0日	11.5日	9.6日	12.5日	13.3日	13.5日	12.9日

<報告事項③関係>

令和6年度 いじめ・不登校の状況について

石狩市教育委員会 教育支援課

「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

1 令和6年度いじめの状況について

(1)認知件数の推移

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
小学校		773	715	779	817	784	
前年度増減		▲ 152	▲ 58	64	38	▲ 33	
中学校		88	62	102	154	168	
前年度増減		▲ 60	▲ 26	40	52	14	
小・中合計		861	777	881	971	952	
前年度増減		▲ 212	▲ 84	104	90	▲ 19	
1,000人 当たり	小学校	全国	66.5	79.9	89.1	96.5	101.9
	小学校	全道	67.3	80.3	124.9	184.8	188.6
	小学校	本市	260.3	247.0	266.0	284.3	272.8
	中学校	全国	24.9	30.0	34.3	38.1	42.6
	中学校	全道	22.4	24.2	36.0	50.7	58.1
	中学校	本市	54.3	37.5	63.6	103.0	112.4

(2)いじめの発見のきっかけ(12項目から1つの項目を選択した内容)

区分	順位	内容	件数(件)	構成比(%)
小学校	①	アンケート調査など学校の取組により発見した	689	87.9%
	②	本人からの訴え	63	8.0%
	③	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	17	2.2%
	④	学級担任が発見した	5	0.6%
	⑤	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	4	0.5%
	⑥	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	4	0.5%
	⑦	児童生徒(本人を除く)からの情報	2	0.3%
中学校	①	アンケート調査など学校の取組により発見した	157	93.4%
	②	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	5	3.0%
	③	本人からの訴え	3	1.8%
	④	学級担任が発見した	2	1.2%
	⑤	児童生徒(本人を除く)からの情報	1	0.6%

(3)いじめの態様 主な要因(9項目から複数回答の内容)

区分	順位	内容	件数(件)	構成比(%)
小学校	①	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	446	40.6%
	②	軽くぶつかれたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	239	21.8%
	③	仲間はずれ、集団による無視をされる	168	15.3%
	④	ひどくぶつかれたり、たたかれたり、蹴られたりする	109	9.9%
中学校	①	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	112	57.1%
	②	軽くぶつかれたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	27	13.8%
	③	仲間はずれ、集団による無視をされる	14	7.1%
	④	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	11	5.6%
	④	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる	11	5.6%

※ 要因の割合の高い順について4番目までを掲載しているため、全体の合計は100%とならない

(4)いじめ重大事態発生件数

区分	小学校	中学校	計
法第28条第1項第1号に規定する重大事態	0	0	0
法第28条第1項第2号に規定する重大事態	1	1	2

(5)学年別件数

小学校							中学校				合計
1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
135	209	155	110	94	81	784	92	50	26	168	952

・いじめの認知件数は、前年度比で小学校が33件減少している一方で、中学校は14件の増加、全体数では19件減少の952件となっている。
 ・いじめの積極的な認知に向けた取り組みとして、教育支援主事が学校訪問を行った際に、いじめ防止対策推進法や基本方針の取扱いについて確認している。また、いじめの調査等において考え方の確認を行っているほか、校長会研修会でいじめの対応について講義を行っている。
 ・学校いじめ対策組織による組織的な対応に向けた取り組みとして、各学校にいじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」（北海道教育委員会作成）を積極的に活用するよう指示し、教職員サマーセミナーにおいて「コンパス」を活用した研修を実施している。また、学校と教育委員会が連携し組織的な対応を行っている。

「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

2 令和6年度不登校の状況について

(1)不登校児童生徒数の推移

(単位:人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小学校	49	62	71	93	109
前年度増減	-	13	9	22	16
中学校	119	135	146	189	177
前年度増減	-	16	11	43	▲ 12
小・中合計	168	197	217	282	286
前年度増減	-	29	20	65	4
1,000人 当たり	小学校 全国	10.0	13.0	17.0	21.4
	全道	11.5	13.9	16.3	20.5
	本市	16.5	21.4	24.2	32.4
	中学校 全国	40.9	50.0	59.8	67.1
	全道	51.6	60.4	71.7	82.1
	本市	73.4	81.7	91.0	126.4
					118.4

(2)新規・継続別の状況

(単位:人 構成比:%)

		R5年度		R6年度		増減
		人数	構成比	人数	構成比	人数
小学校	新規	57	61%	52	48%	▲ 5
	継続	36	39%	57	52%	21
	計	93	100%	109	100%	16
中学校	新規	90	48%	41	23%	▲ 49
	継続	99	52%	136	77%	37
	計	189	100%	177	100%	▲ 12
合計		282		286		4

(3)学年別人数

(単位:人)

小学校							中学校				合計
1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
9	10	18	12	29	31	109	36	66	75	177	286

(4)不登校児童生徒について把握した事実

(単位:人 構成比:%)

不登校児童生徒について把握した事実	小学校				中学校			
	新規	継続	計	構成率	新規	継続	計	構成率
いじめの被害の情報や相談があった	1	0	1	0.5%	1	0	1	0.2%
いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	7	4	11	5.8%	12	22	34	8.3%
教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	2	1	3	1.6%	1	1	2	0.5%
学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	8	14	22	11.6%	5	28	33	8.0%
学校のきまり等に関する相談があった	1	0	1	0.5%	0	2	2	0.5%
転編入学、進級時の不適応による相談があった	0	2	2	1.1%	1	4	5	1.2%
家庭生活の変化に関する情報や相談があった	7	7	14	7.4%	5	9	14	3.4%
親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	16	8	24	12.6%	4	27	31	7.6%
生活リズムの不調に関する相談があった	13	21	34	17.9%	12	49	61	14.8%
あそび、非行に関する情報や相談があった	0	1	1	0.5%	4	11	15	3.7%
学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	21	12	33	17.4%	19	79	98	23.8%
不安・抑うつの相談があった	14	21	35	18.4%	18	72	90	21.9%
障害(疑い含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	0	5	5	2.6%	2	14	16	3.9%
個別の配慮(上記以外)についての求めや相談があった	1	3	4	2.1%	4	5	9	2.2%
合計	91	99	190	100.0%	88	323	411	100.0%

・不登校児童生徒数は、前年度比で小学校が16人増加している一方で、中学校は12人の減少、全体数では4人増加の286人となっている。また、小学校・中学校ともに新規の不登校児童生徒が減少している。
 ・不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援として、毎月、各学校から提出される「長期欠席児童生徒の通知書」(石狩市児童生徒理解・支援シート)を活用し、個々の状況を的確に把握したうえで、学校と教育委員会が連携し組織的な対応を行っている。
 ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として、校内教育支援センターを小学校3校、中学校4校に設置し、設置校には教育支援員(有償ボランティア)を1名配置している(令和7年度は、新たに小学校3校に設置済みで、合計小学校6校、中学校4校に設置となっている)。

<その他関係>

R7.11.18 現在

令和8年石狩市「はたちのつどい」の概要

1. 趣 旨

二十歳として節目を迎える市民の前途を祝福するとともに、将来の社会を支える一員としての責任を自覚する機会とし、温かみのある式典とする。

2. 主 催 石狩市・石狩市教育委員会

3. 曰 時 令和8年1月11日（日） 式典 14時～（開場 13時30分）

4. 場 所 石狩市花川北コミュニティセンター

5. 対象者数 560名（男性 277名、女性 283名）

（平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの方）

※昨年対象者数 583名（男性281名、女性302名）

6. 内 容

内 容	所要時間 (予定)
オープニング（福島さゆり 氏演奏予定）	5分
主催者式辞（市長）	4分
来賓祝辞（市議会議長）	4分
祝電披露	3分
恩師からのメッセージ（出演19名予定）	14分
はたちの誓い（代表2名予定）	5分
	計 35分

終了予定時刻 14:40

7. 構成内容の意図

- ・あらためて地元のことを知り、関心を起こす。
- ・多くの方々に祝っていただいている雰囲気を感じる。
- ・様々な人々に支えられながら成長したことを実感する。
- ・石狩に暮らす二十歳の誇りや愛着を醸成する。

○式典前

式典前に石狩に関する映像を流す（オープニング前）

自分の育ったまちに関心をもち、あらためて「いしかり」のまちを知る。

「石狩市観光用DVD」放映予定

○式典

①オープニングは、「福島さゆり 氏」の演奏で始まり、「おめでとう！」のメッセージで、自分たちが多くの方に祝っていただいていることを感じてもらう。

②恩師からのメッセージ（映像）※シーン数：9本を予定

様々な人々に支えられながら成長したことを実感し、人の絆の大切さを感じることで、今後の自分の人生に活かすきっかけとする。